

役務提供の中途解約の規約

6monthsメンバー、および1yearメンバーのご契約は、以下の注意事項に同意したうえでお申し込みをお願いいたします。

- ・ 役務提供中にやむ負えない理由で中途解約をご希望される場合、以下の計算式に基づきお支払いいただいた支払総額から差額分を精算いたします。なお、中途解約は、申請日から見て月末締め翌月末での適用とし、対象月までを契約月とします。
また、手続きは店頭のみでの対応となります。

- ・ 当プランは自動更新制となります。

※満期で解約を希望される場合は、契約期間最終月の前月末日までに店舗にて解約申請をお願いいたします。

精算金=支払総額-(通常日割会費×日数+通常月会費×月)-解約事務手数料

※通常日割会費/通常月会費とは

- ・ デイタイムメンバーご契約の場合

通常月会費:16,500円 通常日割会費:(通常月会費÷日数)×ご契約日数

- ・ 栄スタジオ デイタイムメンバーご契約の場合

通常月会費:14,850円 通常日割会費:(通常月会費÷日数)×ご契約日数

- ・ 梅田スタジオ デイタイムメンバーご契約の場合

通常月会費:15,950円 通常日割会費:(通常月会費÷日数)×ご契約日数

※解約事務手数料とは

- ・ デイタイムメンバーのご契約の場合、16,500円
- ・ 栄スタジオ デイタイムメンバーのご契約の場合、14,850円
- ・ 梅田スタジオ デイタイムメンバーのご契約の場合、15,950円

※契約者本人が故人となった場合、また妊娠・お怪我にて継続利用が不可となった場合は証明書・診断書の提示により、解約事務手数料のみ免除いたします。

また、申請日の翌月末までを契約月とし支払総額から差額分を精算いたします。

※契約期間中、休会・プラン変更は承ることができません。ご希望の場合は、中途解約手続き後に別途お手続きが必要となります。